

パブリックコメント

第3次西条市男女共同参画計画(案) わたしを活かす・地域をいかす

【募集期間】 2月2日～3月2日

【担当】 総務課



目 次

第 ① 章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	4
2 計画の理念	4
3 計画の位置づけ	4
4 計画期間	5
第 ② 章 男女共同参画を取りまく 本市の現状	6
1 西条市の人口動向	7
2 男女の地位に関する意識	7
3 政策・方針決定への女性の参画状況	9
4 性別による固定的な役割分担意識	11
5 男女の就業をめぐる状況	12
6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況	14
7 配偶者等からの暴力をめぐる状況	16
第 ③ 章 計画の体系及び内容	18
1 計画の体系	19
2 計画の内容	20
主要課題 I 「男女の人権の尊重」	20
重点目標① 「あらゆる暴力の根絶」	20
重点目標② 「メディアにおける人権の尊重」	22
重点目標③ 「生涯を通じた健康支援」	23
主要課題 II 「男女共同参画の視点に立った意識の改革」	24
重点目標① 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践	24
重点目標② 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	26
主要課題 III 「意思決定の場への女性の参画拡大」	27
重点目標① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	27
重点目標② 様々な分野における男女共同参画の推進	29
主要課題 IV 「仕事と生活の調和」	31
重点目標① ワーク・ライフ・バランス（仕事と私生活の両立）の推進	31
重点目標② 男女がともに働きやすい職場環境の整備	33
重点目標③ 子育て・介護をする家庭への支援の充実	35
第 ④ 章 推進体制	37
1 計画の進行管理・公表	38
2 国・県・関係機関・市民との連携	38
3 数値目標	39
参考 資 料	40
男女共同参画社会基本法	41

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	45
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	58
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律.....	68
男女共同参画のための市民意識・事業所実態調査報告書（概要）.....	75
男女共同参画へのあゆみ.....	78

第 ❶ 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

「男女共同参画社会の実現」は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、社会全体が思いやりの気持ちを持ち、一丸となって取り組むべき最重要課題です。

本市では、平成18年3月に男女共同参画社会基本法に基づき、「西条市男女共同参画計画」を策定しました。その後、平成28年3月には、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする「第2次西条市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

しかしながら、令和6年11月に実施しました「男女共同参画のための市民意識調査」及び「事業所実態調査」によりますと、まだまだ家庭内や職場、地域において、固定的性別役割分担意識が残っているということがうかがわれます。

近年、進行する少子高齢化や人口減少社会の到来、ジェンダー平等に係る国際的な合意など、我々を取り巻く情勢は日ごとに変化をしており、その変化に伴い、多様な働き方やライフスタイル、価値観が生まれる時代となっております。

一方で、人々の意識や社会環境はその変化に対応できているとは言い難く、こうした時代において、地域の活力を維持していくためには、性別に関わらず、一人ひとりが個人として等しく尊重されること（意識改革）はもとより、あらゆる市民が参加しやすい社会環境の整備が必要です。

こうした状況を踏まえ、第3次西条市男女共同参画計画においては、男女共同参画の考え方を本市のあらゆる分野の施策とリンクさせることで、地域に浸透させるように取り組んで参ります。

2 計画の理念

西条市は、市民一人ひとりが性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

3 計画の位置づけ

- (1) 本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 本計画は、国の「男女共同参画基本計画（第5次及び第6次素案）及び「愛媛県男女共同参画基本計画」の内容を勘案するとともに、「第3期西条市総合計画」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。

- (3) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村基本計画」と一体的に策定するものです。
 (主要課題Ⅲ及び主要課題Ⅳ)
- (4) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」と一体的に策定するものです。
 (主要課題Ⅰ 重点目標①)
- (5) 本計画は、本市の特性に応じた男女共同参画社会の実現を目指し、西条市男女共同参画推進会議及び市民の意見・提言を活かしたものです。
- (6) 本計画は、SDGs(持続可能な開発目標)目標5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとするSDGsの目標の達成に向けて男女共同参画にかかる各種施策を推進するものであり、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指し、策定するものです。



「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（能力強化）を図る」ことを目指しています。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。ただし、計画期間中に実施する男女共同参画のための市民意識・事業所実態調査の結果や、社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行います。

第 ② 章

**男女共同参画を取りまく
本市の現状**

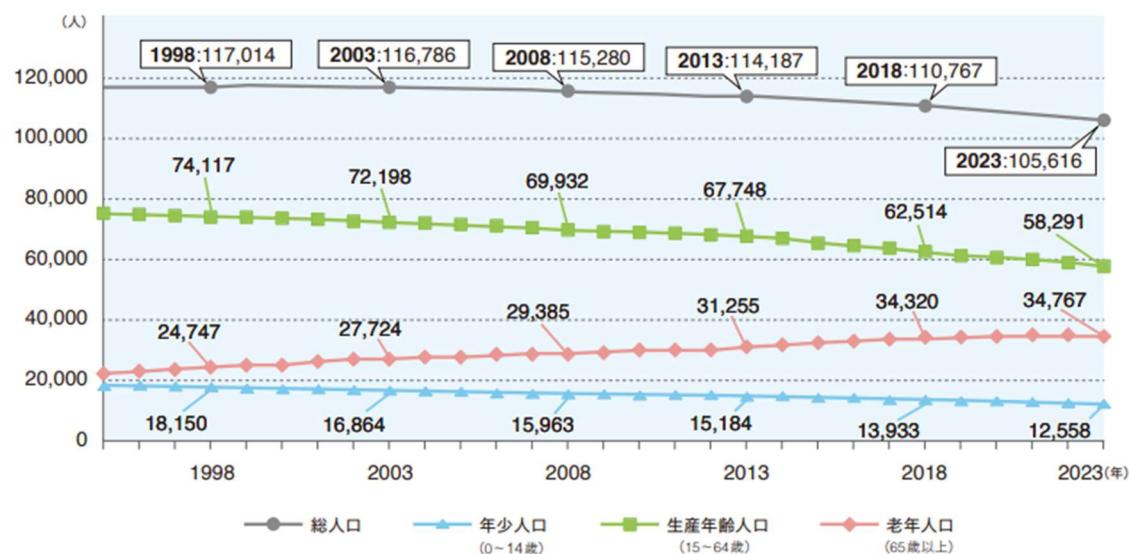
1 西条市の人口動向

本市の人口は、1985年をピークに減少傾向に転じています。国立社会保障・人口問題研究所が公表した西条市の将来推計人口では、2050年には76,692人まで減少すると予測されています。

また、年齢3区分別人口の推移では、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少、老人人口（65歳以上）は増加し、総人口に占める高齢者の割合は今後も上昇すると予測されています。

生産年齢人口の減少、少子高齢化の進行などの人口構造の変化により、地域経済や地域活力の低下が懸念される中、本市が今後も活力を維持していくためには、性別等に関わらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会の構築が必要です。

年齢3区分別人口の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

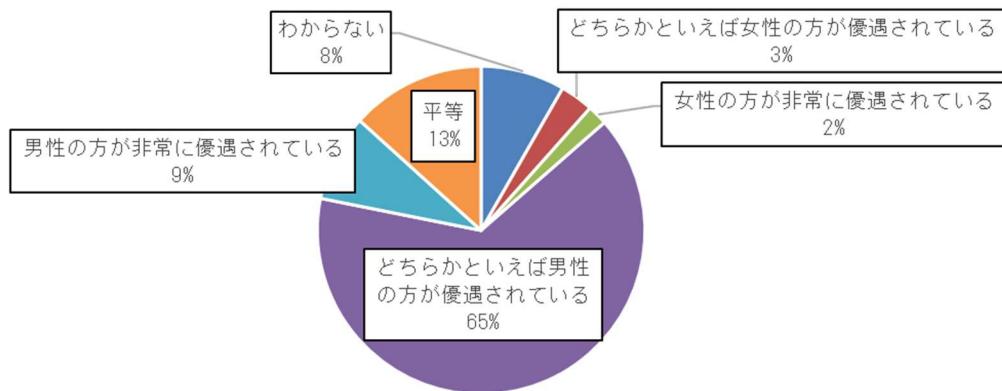
2 男女の地位に関する意識

「男女共同参画のための市民意識調査」（令和6年11月調査）において、男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、社会全体でみた場合には、「平等」と答えた者の割合が13%、「男性の方が優遇されている」とする者の割合が74%（「男性の方が非常に優遇されている」9%+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」65%）でした。

また、平等と感じる分野として、「学校教育の場」で46%、「地域活動の場」で39%、「学校行事への参加（PTA活動等を含む）」で31%となりました。主な傾向として、学校教育や学校行事、地域活動などでは、平等と感じる意見が比較的多く見られました。一方、家庭生活や職場、政治の場、法制度、社会通念・慣習・しきたり等では男性が優遇されているとの意識が強い状況にあります。教育や地域活動など一

部の分野では平等が感じられているものの、家庭や職場、政治の場、法制度、社会通念などの分野においては、依然として多くの人が男性が優遇されていると感じている状況にあり、性別による固定観念や制度改善に重点を置く必要があると考えます。

あなたは、社会全体でみた場合に男女の地位は平等になっていると思いますか。
(R6 男女共同参画のための市民意識調査・事業所実態調査)



あなたは、次の（ア）～（ク）の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。
(R6 男女共同参画のための市民意識調査・事業所実態調査)

- | Response | 1 男性の方が非常に優遇されている | 2 どちらかといえば男性の方が優遇されている | 3 平等 | 4 どちらかといえば女性の方が優遇されている | 5 女性の方が非常に優遇されている | 6 わからない |
|------------------------|-------------------|------------------------|------|------------------------|-------------------|---------|
| （ア）家庭生活 | 11% | 37% | 32% | 6% | 2% | 12% |
| （イ）職場 | 13% | 40% | 23% | 5% | 1% | 18% |
| （ウ）学校教育の場 | 3% | 11% | 46% | 3% | 1% | 36% |
| （エ）政治の場 | 33% | 39% | 13% | 1% | 0% | 14% |
| （オ）法律や制度の上 | 15% | 33% | 26% | 5% | 1% | 20% |
| （カ）社会通念・慣習・しきたり等 | 23% | 46% | 13% | 3% | 1% | 14% |
| （キ）地域活動（自治会、ボランティア等） | 7% | 25% | 39% | 3% | 1% | 25% |
| （ク）学校行事への参加（PTA活動等を含む） | 4% | 16% | 31% | 9% | 1% | 39% |

3 政策・方針決定への女性の参画状況

本市では、第2次計画に基づき、あらゆる分野の政策・方針決定過程における女性の参画を拡大する施策を推進してきました。

本市の審議会等の委員に占める女性の割合は概ね25%未満で推移しており、令和6年度においては23.0%となっています。法令又は条例で設置されている審議会等においては、委員の男女構成の均衡を図るよう努めていますが、役職に基づき委嘱する場合が多く、目標に比べて低い水準となっています。

また、令和6年11月に任意の市内企業500社を対象に実施した男女共同参画のための事業所実態調査では、民間企業における事業主や管理職の男女比率については、「社長・役員等」を除き、役職が上がるほど男性比率が高くなる傾向にあります。

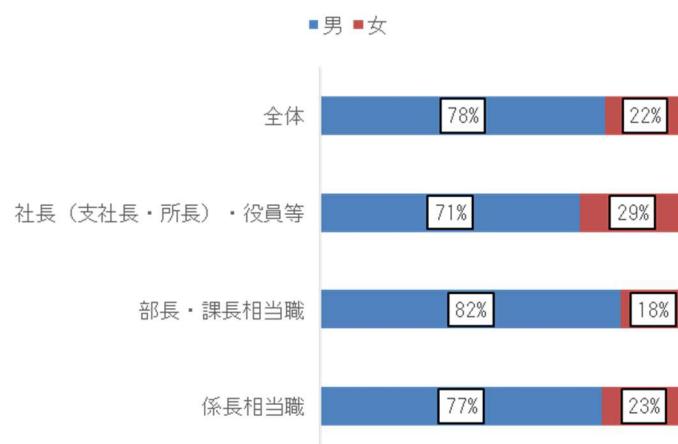
同調査において、女性管理職の登用に対する考えでは、多くの事業所が「性別にかかわらず能力や経験に応じて登用していく」と回答していますが、女性管理職登用の課題として、「必要な知識・経験を有する女性がいない（少ない）」「女性自身が管理職を希望しない」「家事・育児・介護との両立が難しい」が多く挙げられ、女性人材の育成機会の不足やワーク・ライフ・バランスへの懸念が障壁となっています。

総じて、能力主義を基本としながらも、女性管理職登用の実現には人材育成、意識改革、柔軟な働き方の促進といった組織的な支援が不可欠であることが示唆されています。

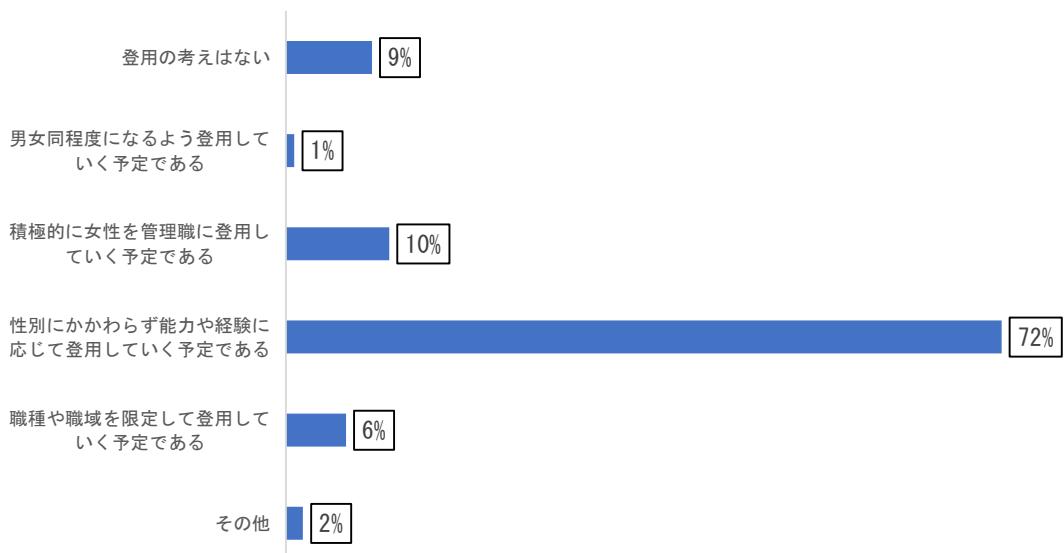
審議会における女性委員の登用率
(西条市総務課調べ)

H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
22.0%	22.4%	22.7%	23.5%	23.9%	22.9%	24.7%	24.0%	23.0%

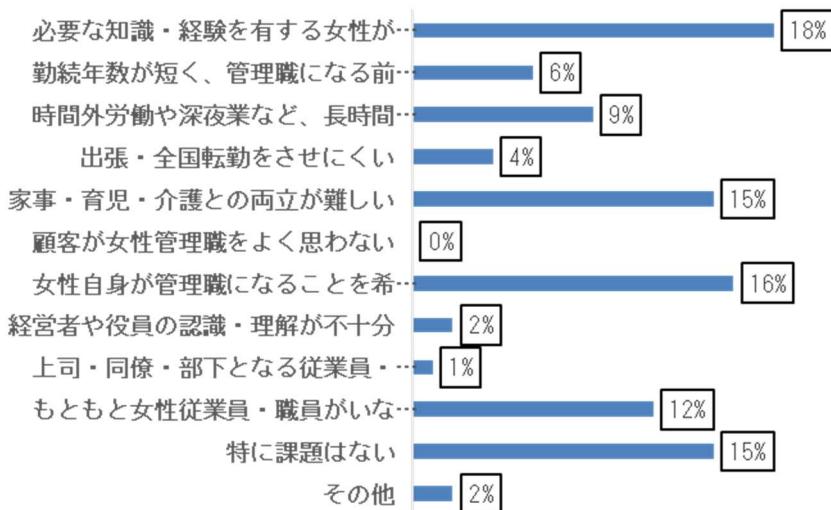
事業主・管理職の男女比率
(R6 男女共同参画のための市民意識調査・事業所実態調査)



女性管理職の登用に対するお考えについて伺います。
(R6 男女共同参画のための市民意識調査・事業所実態調査)



女性管理職を登用することについて、どのような課題がありますか。
(R6 男女共同参画のための市民意識調査・事業所実態調査)



4 性別による固定的な役割分担意識

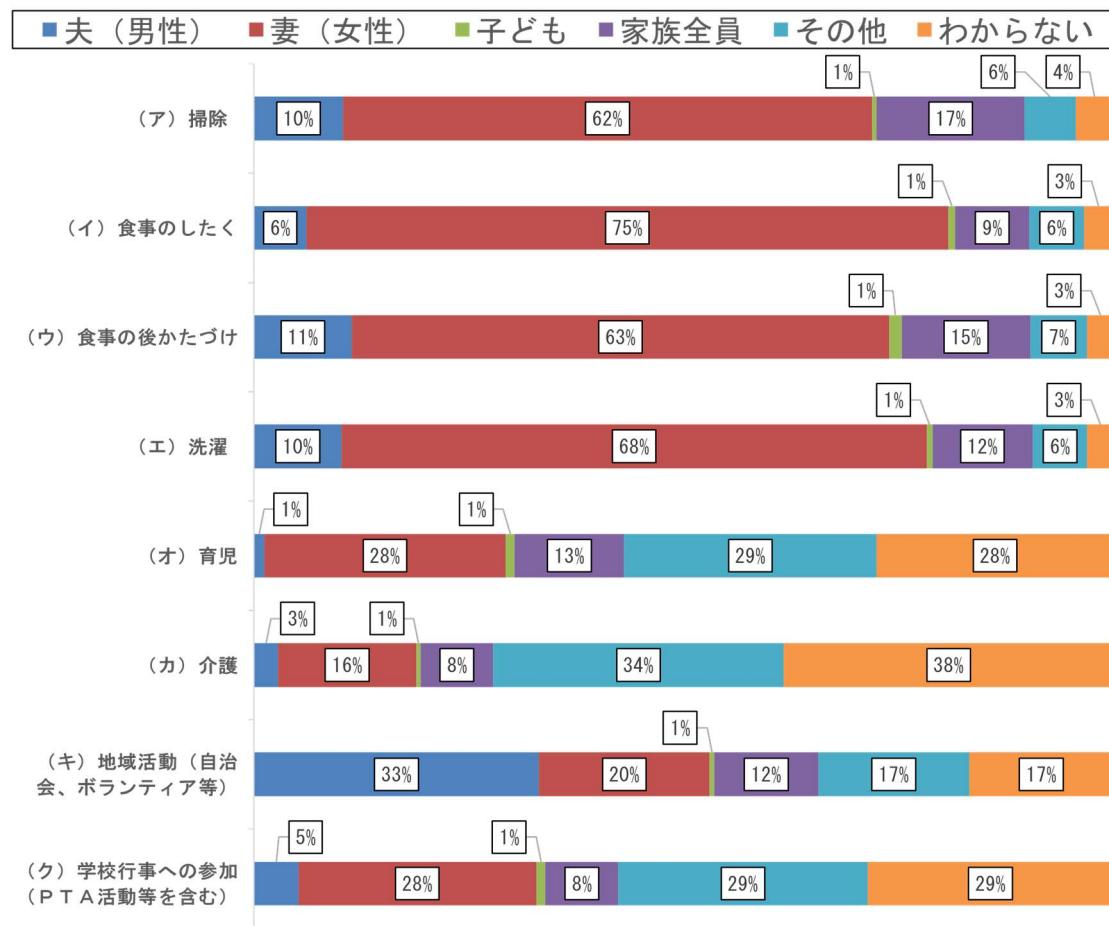
令和6年11月に実施した男女共同参画のための市民意識調査では、家庭内の家事分担において、掃除、食事の準備・片付け、洗濯などを主に女性が担当している傾向が顕著となっています。

一方、育児や介護、地域活動、学校行事では男性や家族全体の関与も一定程度見られるものの、依然として女性の負担が大きい状況にあります。

家事分担の平等化は大きな課題であり「男性の家事・育児参加を促進する啓発活動の強化」「家族全員で取り組む家事の推奨や家庭教育の支援」「地域や職場での男女共同参画の意識醸成」「女性の負担軽減に向けた社会的支援制度の整備」など、家庭と地域での平等な役割分担を目指す必要があると考えます。

あなたの家庭では、次の家事や活動を主にだれが分担していますか。

(R6 男女共同参画のための市民意識調査・事業所実態調査)



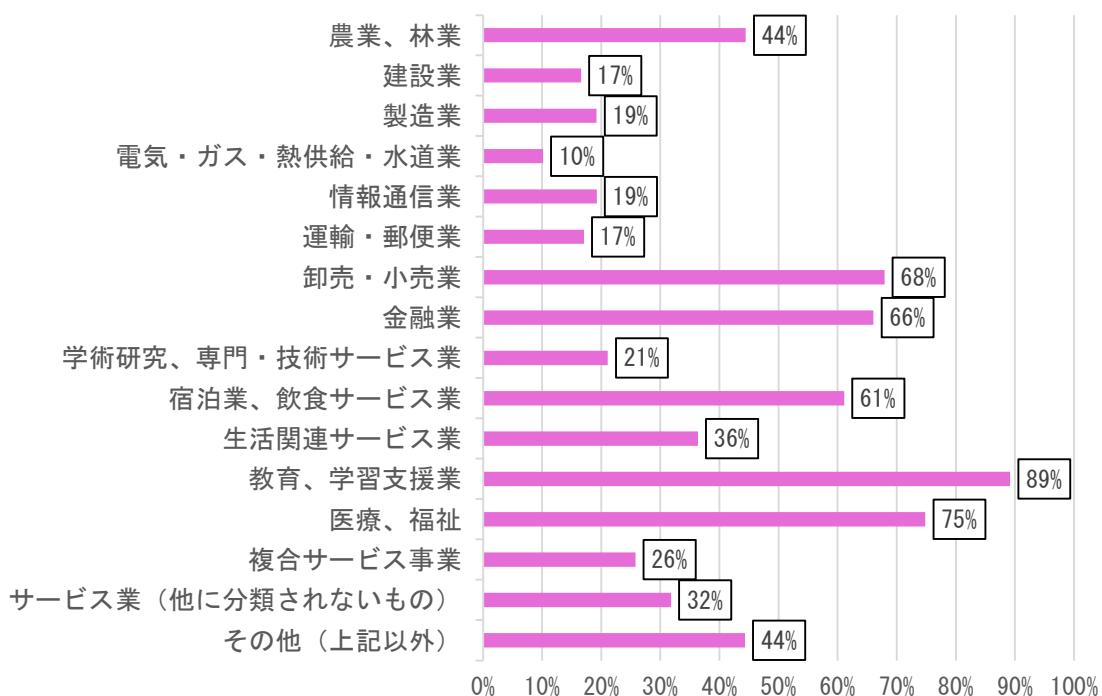
5 男女の就業をめぐる状況

事業所実態調査では、業種別における従業員の女性比率において、「医療・福祉」が25%を占め、次いで「製造業」「建設業」「卸売・小売業」が多く、中小規模の事業所が主体となっています。従業員の女性比率は、50%以上が半数を超える一方、業種による偏りが顕著で「電気・ガス・熱供給・水道業」「建設業」「運輸・郵便業」などでは少ない傾向が見られました。

また、女性の雇用（採用・就業継続）に向けた各企業の取組では、「長時間労働の是正」「性別にとらわれない人事評価」「女性の採用拡大」「セクシュアル・ハラスメント相談窓口の充実」といった分野で高い実施率が見られました。一方で、「柔軟な働き方に資する制度の充実」「女性が少ない部署への積極的配置」「ワーク・ライフ・バランス推進の組織風土改革」は実施率が低く、特に、「柔軟な働き方の推進」「女性の積極的配置」については、「取り組む考えはない」とする割合も高い状況にあります。

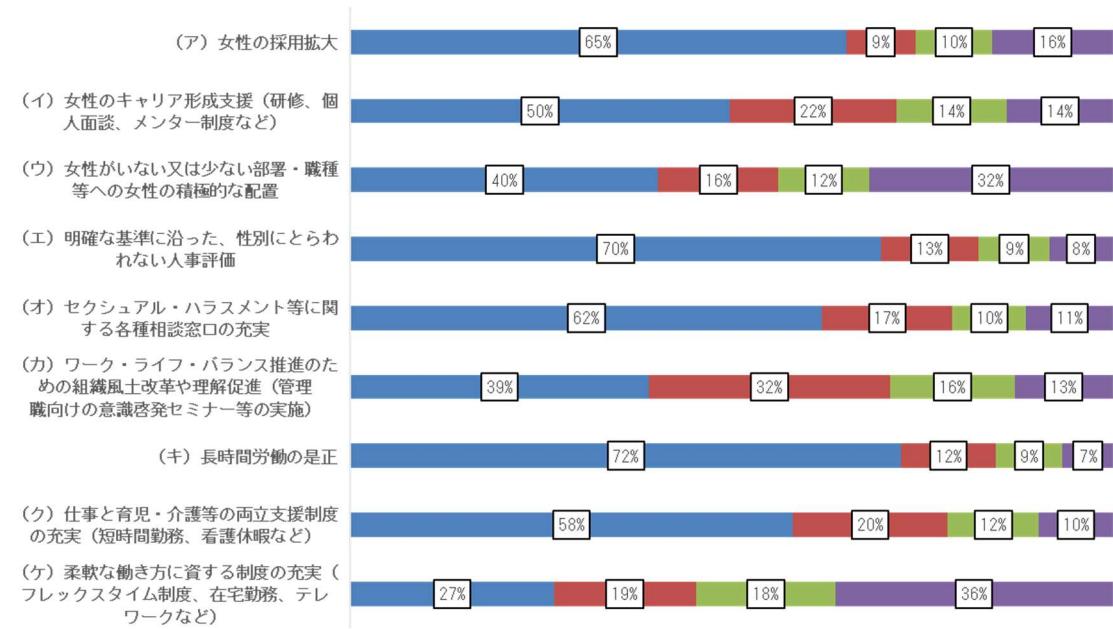
制度的な整備（労働時間、人事評価、ハラスメント対策、採用拡大）は進んでいるものの、柔軟な働き方の推進や女性の積極的な配置については課題が多いことが明らかです。特に、「取り組む考えはない」という回答が多い分野は、意識改革の遅れや制度導入の難しさが背景にあると考えられ、多様な働き方を可能にする環境整備や、管理職層に対する意識啓発について、継続的な課題として取り組むことが求められます。

業種別における従業員の女性比率
(R6 男女共同参画のための市民意識調査・事業所実態調査)



女性の雇用（採用・就業継続）に向けた取組の実施状況についてお伺いします。
 (R6 男女共同参画のための市民意識調査・事業所実態調査)

- 現在取り組んでいる
- 今後取り組んでいく予定
- 取り組む必要性は感じているがうまくいかない
- 取り組む考えはない



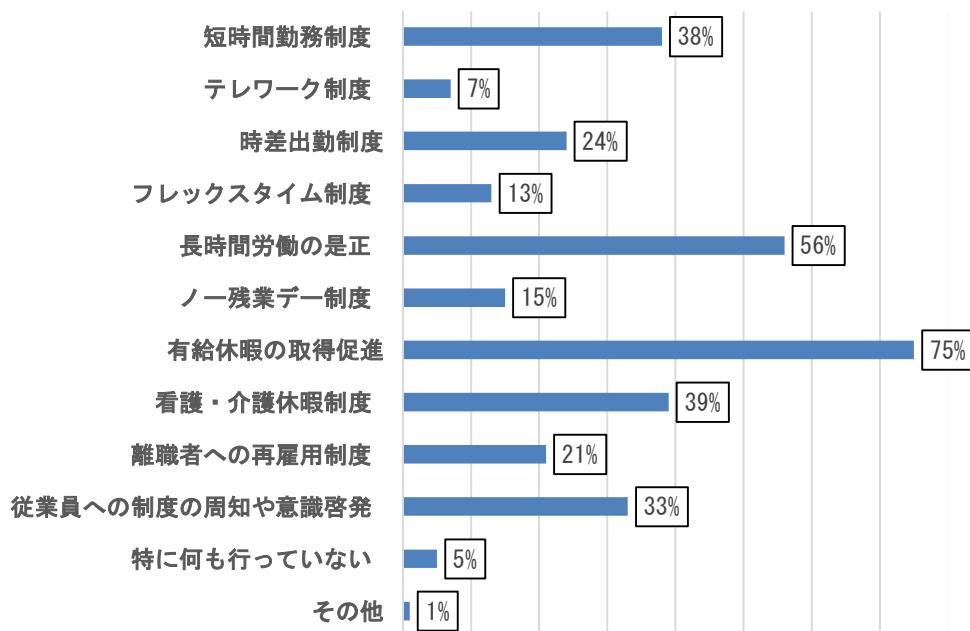
6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） をめぐる状況

事業所実態調査では、従業員のワーク・ライフ・バランス実現や育児・介護支援のための取組として、「有給休暇の取得促進」「長時間労働の是正」「看護・介護休暇制度」などが一定程度実施されている一方で、「特に何も行っていない」と回答した事業所も5%存在しました。このことから、多くの事業所が何らかの取組を行っているものの、その内容や深度には差があることがわかります。

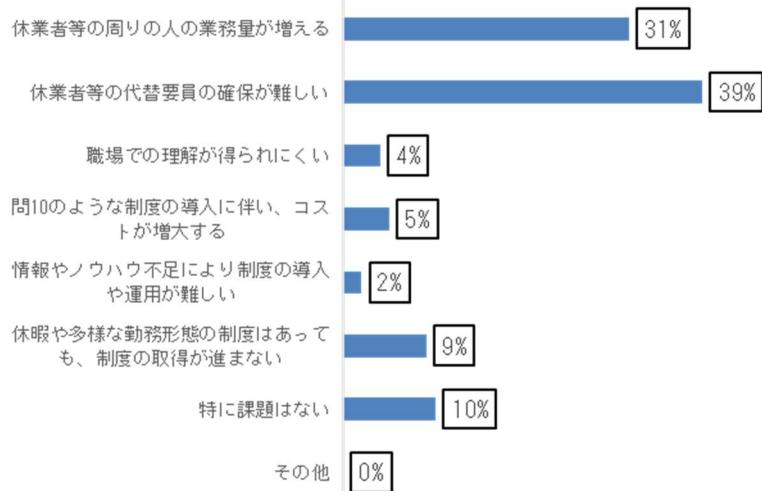
課題として最も多く挙げられたのは「休業者等の代替要員の確保が難しい」と「休業者等の周りの人の業務量が増える」であり、制度の整備だけでは十分な効果が得られず、実際の運用面での課題が浮き彫りとなっています。また、「制度はあっても取得が進まない」という回答もあり、制度の利用促進や職場内での理解醸成が不十分であることも課題として示唆されています。

以上のことから、ワーク・ライフ・バランスの推進には制度の整備だけでなく、制度を活用しやすい職場環境づくりや、代替要員確保のための具体的な施策、業務分担の見直しが重要であると考えられます。また、制度の周知や意識啓発を継続的に行うことで、従業員の理解と利用促進を図る必要があります。

貴事業所では、従業員のワーク・ライフ・バランス実現や育児・介護支援のために、どのような取組をおこなっていますか。（R6 男女共同参画のための市民意識調査・事業所実態調査）



貴事業所では、従業員のワーク・ライフ・バランス実現や育児・介護支援に取組む上で、どのような課題がありますか。（R6 男女共同参画のための市民意識調査・事業所実態調査）



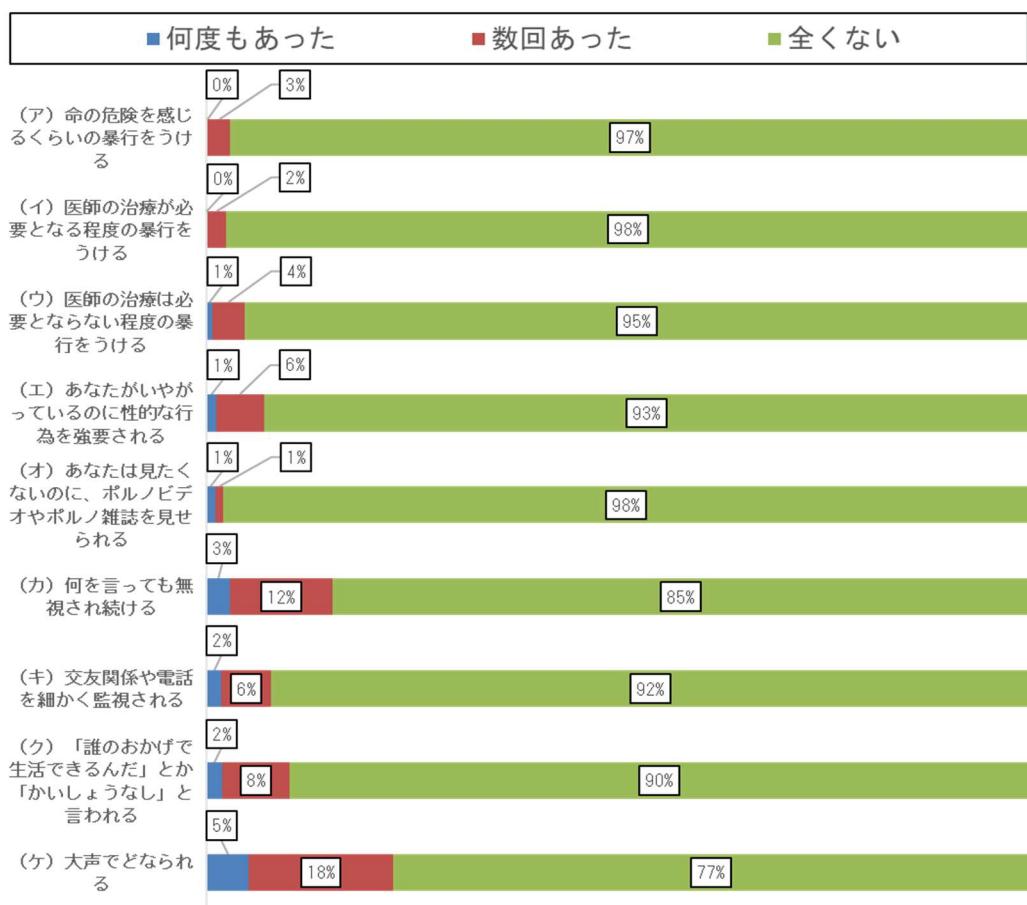
7 配偶者等からの暴力をめぐる状況

市民意識調査では、配偶者やパートナーからの暴力について「全くない」と答えた人が大半を占める一方、「大声でどなられる」「無視され続ける」など、心理的・身体的な暴力や支配的な行動を経験している人が一定数いることがわかります。「大声でどなられる」「無視される」といった心理的な虐待の割合は他の項目より高く、家庭内での支配的行動や不健全なコミュニケーションの課題が浮き彫りとなっています。被害を防ぐためには、啓発活動や相談窓口の充実、家庭や社会での意識改革が重要と考えます。

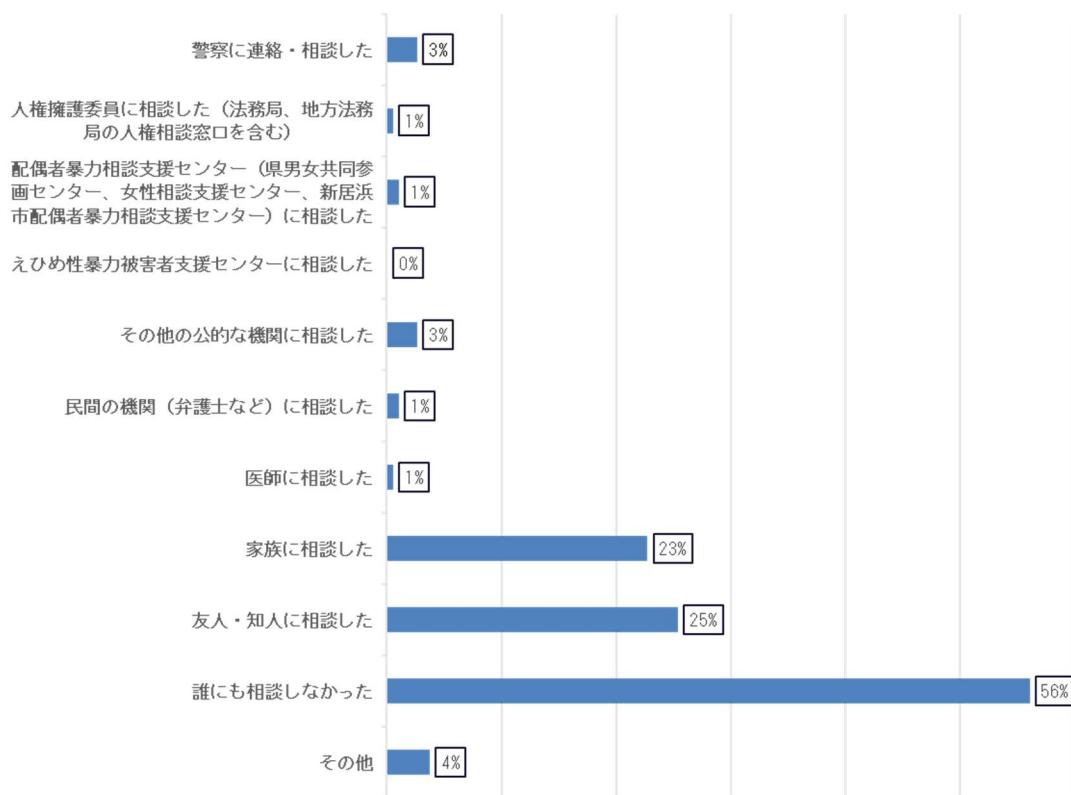
また、暴力等を受けた場合の相談先として、「誰にも相談しなかった」が最も多く、次いで「友人・知人」「家族」への相談が挙げられました。一方、医師や公的機関への相談は全体で10%にとどまりました。

相談しない人が多い背景には、相談先の周知不足や心理的抵抗があると考えられます。友人や家族への相談が多い一方、公的機関の利用が少ない点から、信頼感やアクセスのしやすさに課題があることが伺えます。相談窓口の周知、利用しやすい環境づくり、被害者の心理的負担を軽減する取組が重要と考えます。

配偶者やパートナーから次の暴力を受けたことがありますか
(R6 男女共同参画のための市民意識調査・事業所実態調査)



暴力を受けたことについて、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。
(R6 男女共同参画のための市民意識調査・事業所実態調査)



第 ③ 章

計画の体系及び内容

1 計画の体系

主要課題	重点目標	施策の方向
I 男女の人権 の尊重	①あらゆる暴力の根絶	(1)被害者の早期発見と支援 (2)暴力の発生を防ぐ環境づくり (3)困難な問題を抱える女性への支援
	②メディアにおける人権の尊重	(1)情報リテラシー能力の向上 (2)男女の人権を尊重した表現の促進
	③生涯を通じた健康支援	(1)女性の健康管理の充実 (2)市民の主体的な健康づくり
II 男女共同参画 の視点に立つ た意識の改革	①男女共同参画の視点に立った意 識改革と実践	(1)男女共同参画に関する啓発活動 の実施 (2)男女共同参画に関する意識調査 の実施
	②男女共同参画の視点に立った教 育・学習の充実	(1)学校教育における男女平等教育の 推進 (2)男女共同参画にかかるリーダー人 材の育成
III 意思決定の場 への女性の 参画拡大	①政策・方針決定過程への 女性の参画拡大	(1)行政における女性の参画拡大 (2)市民活動、地域活動における女性 の参画拡大 (3)農商工分野における女性の参画拡 大
	②様々な分野における男女共同参 画の推進	(1)防災分野における男女共同参画 (2)政治分野における男女共同参画
IV 仕事と生活の 調和	①ワーク・ライフ・バランス (仕事と私生活の両立) の推進	(1)仕事と私生活の両立
	②男女がともに働きやすい職場環 境の整備	(1)男女がともに働きやすい職場環境 の整備
	③子育て・介護をする家庭への 支援の充実	(1)子育て・介護をする家庭への支援 の充実

・主要課題Ⅰ 重点目標①は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき「市町村基本計画」と一体的に策定するものです。

・主要課題Ⅲ、Ⅳは、女性の職業生活における活躍を推進するための「西条市女性活躍推進計画」として位置づけます。

2 計画の内容

主要課題Ⅰ 「男女の人権の尊重」

重点目標① 「あらゆる暴力の根絶」

【現状と課題】

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、重大な人権侵害であり、男女が社会の対等なパートナーとして、様々な分野で活躍することを目指す男女共同参画社会の実現を大きく妨げるものです。

令和4年5月には、支援を必要とする女性が抱える問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しています。

また、令和6年4月には改正DV防止法が施行され、これまでの身体的暴力だけでなく、精神的暴力も保護命令の対象に広がるなど法整備が進められています。

あわせて、近年、ジェンダー平等や多様性の尊重が国際的にも重要視されており、女性だけでなく、性的指向・性自認（性同一性）、障がい者などの背景を持つ人々への理解促進が求められています。

令和6年度（2024年度）に実施した市民意識調査によると、配偶者やパートナーからの暴力として、「全くない」と答えた人が大半を占める一方、「大声でどなられる」「無視され続ける」などの心理的・身体的な暴力を経験している人が一定数いることが分かっています。また、そうした行為を受けた際、「誰にも相談しなかった」という回答が最も多い結果となっています。

こうした状況を踏まえ、男女問わず、暴力を受けた方を守るため、被害者の早期発見と適切な支援に努めるとともに、暴力の発生を未然に防ぐため、啓発活動や教育プログラムを通じて相談窓口の質の向上と地域社会全体の意識改革に繋げる必要があります。

【施策の方向（1）被害者の早期発見と支援】

相談窓口の設置や制度の周知はもとより、被害者が相談しやすい環境を作りだすことに併せて、被害者自身が声を上げることが難しいケースも少なくないため、周囲の人々や関係機関が積極的に気づき、早期の支援へと繋げることができる体制の整備に努めます。

また、被害者が必要とする支援は多岐にわたります。心理的なサポートや経済的な支援、一時的な避難場所の提供など、多様なニーズに応えるため、支援機関同士の連携を強化し、被害者がスムーズに支援を受けられるような体制を推進します。

No	個別施策	内 容	担 当
1	DV の早期発見と支援	DV・女性相談支援員、母子・父子自立支援員、こども家庭センター、地域包括支援センターとの連携により、DV の早期発見、相談に繋げます。	こども未来課
2	DV・女性相談支援員の相談体制強化	DV・女性相談支援員への被害者の相談援助にかかる研修を充実し、相談員の資質の向上を図るとともに相談体制を強化します。	こども未来課
3	関係機関との連携強化	警察署、東予子ども・女性支援センターなどの関係機関や民間支援団体などを委員として、DV 対策連絡会議を開催し、情報交換や連携を図ります。	こども未来課

【施策の方向（2）暴力の発生を防ぐ環境づくり】

暴力は、多くの場合、性別に基づく偏見や差別意識から生じます。それらを許容したり黙認したりする社会風潮が存在すると、更なる被害拡大につながります。

暴力はそれが犯罪にも該当する決して許されるものではないとの認識を広く社会に徹底させるため、「女性に対する暴力をなくす運動」啓発活動に取り組みます。

No	個別施策	内 容	担 当
4	「女性に対する暴力をなくす運動」啓発活動	パープル・ライトアップの実施（11/12～25）及び広報紙、ホームページ、SNSへの掲載による啓発活動を実施します。	こども未来課

【施策の方向（3）困難な問題を抱える女性への支援】

女性が日常生活又は社会生活を営むにあたり、女性であることにより困難な問題に直面することがあります。近年、性被害やDVなど、様々な理由で困難を抱える女性が増加していることから、困難を解消し、安心し、自立した生活ができるよう支援体制の確保に努めます。

No	個別施策	内 容	担当
5	困難な問題を抱える女性への支援	精神的・経済的など、女性が抱える様々な困難について、相談を受け付け、困難な問題の解決や解消に向けた支援を行います。	こども未来課

重点目標② 「メディアにおける人権の尊重」

【現状と課題】

メディアは情報を伝達するだけでなく、社会の価値観や文化を形成する重要な役割を果たしています。特に、男女共同参画に関するメディアの取組は、性別に基づく偏見や固定観念を打破し、平等な社会の実現に向けた意識を高めるために不可欠です。

しかしながら、メディアには注意すべき点もあります。性別に基づくステレオタイプや偏見を助長するような表現が見受けられる場合があります。このような表現は、逆に男女共同参画の推進に対して障害となる可能性があります。

そこで、メディアから受け取る情報を批判的に分析し、自らの意見を形成できる能力を育むことが必要です。これにより、誤った情報や偏見に基づく判断を避けることができ、より健全な社会の形成に繋がります。

【施策の方向（1）情報リテラシー能力の向上】

学校教育・社会教育を通じて IT 技術を身につけることはもとより、様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力（メディア・リテラシー）の育成に努めます。

No	個別施策	内容	担当
6	人権・同和教育の実施	人権・同和教育の一環として、メディアやインターネット等による人権侵害等をテーマにした学習機会を提供します。	人権擁護課
7	情報リテラシー教育の実施（学校教育）	市内小中学校に情報リテラシーの向上に資する学習資料の提供を行う等、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に努めます。	学校教育課
8	情報リテラシー教育の実施（社会教育）	P T A 大会や公民館における学習講座等、適切な機会を通じて、有害情報の提供や情報モラルに関する学習機会を提供します。	社会教育課

【施策の方向（2）男女の人権を尊重した表現の促進】

市が作成する広報紙、出版物、ホームページなどにおいて、性別に基づく固定観念にとらわれない男女の多様なイメージづくりに努めます。

No	個別施策	内容	担当
9	人権の尊重にかかる啓発活動	西条市人権文化のまちづくり基本計画に沿って、重要課題の一つとして、効果的な手段を用いて男女の人権の尊重にかかる啓発活動を行います。	人権擁護課

重点目標③ 「生涯を通じた健康支援」

【現状と課題】

男女が、生涯にわたって、心身ともに健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に向けて基本的な条件となります。

女性も男性も、一人ひとりがそれぞれの身体の特徴を十分理解し、お互いに思いやることができる社会をつくることも重要です。特に女性は、妊娠や出産をするための仕組みが備わっており、思春期、妊娠・出産期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージを通じ、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあるため、継続してその健康を支援していくことが必要です。

【施策の方向（1）女性の健康管理の充実】

妊娠中の健康管理や母子の健康保持のために健康診査の確実な受診や健康相談、育児指導の活用を促進します。

No	個別施策	内容	担当
10	妊娠・出産に関する健康管理の充実	妊娠した女性や出産後の母子が健康を保持できるように健康診査や健康相談、育児指導などライフステージや成長段階に応じて必要な母子保健事業を実施します。	健康医療 推進課・こ ども未来課
11	女性の受診環境の充実	市の総合健診において、レディースデイや託児付き健診を実施し、女性が受診しやすい体制の整備に努めます。	健康医療 推進課
12	受診率の向上	女性特有のがん検診（乳がん・子宮がん）については、集団検診に加え、医療機関でも受診できる個別検診を実施し、受診率の向上に努めます。	健康医療 推進課

【施策の方向（2）市民の主体的な健康づくり】

市民の主体的な心身の健康づくりを推進するため、効果的な方法で健康に関する情報提供、啓発活動を実施します。

No	個別施策	内容	担当
13	健幸アンバサダーの養成、啓発活動の実施	健康に関する正しい知識などを身近な人に伝える健康「伝道師（インフルエンサー）」である健幸アンバサダーを養成し、生活の中で家族や近所の人、職場の人などに健康情報を「心に届く情報として」伝え、健康づくりの輪を広げていく取組を行います。	健康医療 推進課

主要課題Ⅱ 「男女共同参画の視点に立った意識の改革」

重点目標① 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

【現状と課題】

男女共同参画は、社会全体が男女の平等を実現し、個々の能力を最大限に発揮できる環境を整えることを目的としています。しかしながら、多くの社会では、性別によって期待される役割が存在し、それが個人の選択や行動に影響を与えています。例えば、女性は家庭を守るべきであるという考え方や、男性は仕事を優先すべきであるという考え方方が根強く残っています。

本市の市民意識調査によると、「社会全体でみた場合に男女の地位は平等になっていると思いますか」との問い合わせに対し、回答者の大半が「男性が優遇されている」と認識し、「平等」と考える人の割合は 13%に留まり、依然として男性優位の認識が大半を占めている状況です。

また、「平等になるための最も重要なこと」として、「性別に関する偏見や固定的な社会通念等の改め」が最多となりました。

これらの固定観念を解消するためには、教育や啓発活動が不可欠です。家庭、地域、職場、学校などのあらゆる場面や機会を通じて、意識啓発（意識改革）活動を一層充実させ、固定観念の解消と新たな価値観の醸成に努める必要があります。

【施策の方向（1）男女共同参画に関する啓発活動の実施】

性別に基づく固定観念の解消と新たな価値観の醸成に寄与するため、男女共同参画週間や国際女性の日など、国や世界の動きに合わせた着実な啓発活動を実施します。

No	個別施策	内容	担当
14	男女共同参画週間ににおける広報啓発活動	男女共同参画週間（国：6月23日～29日）、男女共同参画推進週間（県：6月17日～23日）に合わせた広報啓発活動に努めます。	総務課
15	広報紙や西条市HPを活用した啓発活動	国等から送付されるパンフレット等の配布・掲示のほか、広報紙や西条市ホームページなどを活用し、男女共同参画に関する情報発信に努めます。また、「国際女性の日（3/8）」に合わせた意識啓発活動として、市庁舎本館のイエローライトアップを実施します。	総務課

【施策の方向（2）男女共同参画に関する意識調査の実施】

男女共同参画社会の実現を目指すにあたり、現状の課題や進展状況を正確に把握することが不可欠です。そのためには、地域や学校、職場など多様な場での意識や態度を定期的に調査し、その結果を基に施策の見直しや新たな取組を行う必要があります。

No	個別施策	内容	担当
16	市民意識調査・事業所実態調査の実施	本市の男女共同参画の進捗を客観的に把握するために、定期的（R12、R16）に調査を行い、実態把握に努めます。調査の統計は、必要に応じて公表します。	総務課

重点目標② 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

【現状と課題】

長年にわたり社会の中で培われてきた性別に基づく期待は、職域選択、学習機会、家庭内の役割分担など多くの場面で影響を及ぼしています。

男女共同参画を持続的に実現するには、思いやりと尊重の価値観を幼少期から形成し、性別にとらわれない自己決定力を育む教育が重要です。そのためには、児童生徒が自分の適性・興味・能力を主体的に探究し、進路選択を自らの意思で行える環境を整える必要があります。加えて、家庭・学校・地域が連携して性差に関する偏見や暴力の背景を学ぶことで、学習の効果を高めることが望されます。子どもから大人までの様々な場面で男女共同参画に関する学習の機会を提供することは、地域社会の包摂性*を高め、女性・男性双方の多様な生き方を認め合う社会の基礎につながります。

(*包摂性：異なる意見や立場、文化や価値観などを受け入れ、調和を図ること)

【施策の方向（1）学校教育における男女平等教育の推進】

教育を通じて児童生徒の発達段階に応じた適切な理解と対話の機会を設けることは、将来の進路選択の自由度を高め、結果として女性の就業継続や男性の育児参加を促進する効果を生み出します。教育を充実させることで、単に知識の習得にとどまらず、態度・価値観の変容を促します。

No	個別施策	内容	担当
17	小中学校における人権教育の推進	各小・中学校においては、県人権教育協議会の人権読本や県の道徳用教材等を活用し、人権の尊重、理解促進に努めます。また、県教育委員会の実施する県内一斉ライブ授業「えひめいじめ STOP ! デイ」に参加することで、オールえひめでいじめ問題を考えていきます。	学校教育課

【施策の方向（2）男女共同参画にかかるリーダー人材の育成】

地域における男女共同参画の取組を活性化させるためには、男女共同参画の重要性を学び、実践し、広めることが重要です。男女共同参画の考え方を浸透させるために、実行力ある人材の育成に努めます。

No	個別施策	内容	担当
18	西条市男女共同参画研修事業費補助金	西条市民が市外で行う男女共同参画研修の費用の一部を補助します。男女共同参画に関する学習講座への参加、先進地域の取組を学ぶ研修等の参加への支援を行います。	総務課

主要課題Ⅲ 「意思決定の場への女性の参画拡大」

重点目標① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

多くの組織や団体では、依然として男性中心の文化が根強く残っており、女性がリーダーシップを発揮しづらい状況があります。また、育児や介護など家庭内の役割分担が影響し、女性がキャリアを追求することが難しい場合も多いです。

地域社会では、固定的な役割分担意識も大きな障壁となっています。自治会長などの役割が男性に偏る傾向があり、これを変えるためには地域全体での意識改革が必要です。

こうした中、市民意識調査によりますと、女性活躍が重要だと思われる分野として、「政治」「行政」が重視されており、政策決定の場に女性の視点を取り入れることへの期待が高い状況が伺われます。

多様な視点を持ち、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、女性が意思決定の場に参加できるための環境整備が必要となります。

【施策の方向（1）行政における女性の参画拡大】

市民の生活に直接関わる法令や事業計画などに市民の声を最大限に反映させるため、審議会等における女性委員の登用方法の検討や、登用できる人材の育成に努めます。

No	個別施策	内容	担当
19	審議会等における女性委員の拡大	審議会等における女性委員の割合について、人數・比率などを定期的に調査・分析しつつ、委員公募制、あて職などの見直しを行い、女性委員のいない審議会の解消を目指します。また、審議会等委員に登用できる人材の育成に努めます。	総務課
20	女性職員の活躍支援	本市職員においては、西条市特定事業主行動計画に基づき、女性職員の登用を積極的に行うとともに、キャリアデザインや育休取得支援等をテーマに、管理職又は若手職員を対象として内部で研修を実施します。 また、外部研修機関へ女性職員を積極的に派遣し、昇任に必要な意欲と能力の向上を図ります。	職員厚生課 消防総務課
21	方針決定過程における女性の参画拡大	性別に関係なく幅広く市民の声を聴き、施策に反映することができるよう、パブリックコメントの積極的な活用を全庁的に呼びかけるとともに、実施の際は、広報紙・HP・LINE等で周知を図ります。	シティープロモーション推進課

【施策の方向（2）市民活動、地域活動における女性の参画拡大】

自治会、PTA等の市民活動、地域活動における女性の登用状況について把握とともに、女性の積極的参加・登用について、関係団体に働きかけていきます。また、女性団体の育成や情報発信に努めます。

No	個別施策	内容	担当
22	地域自治組織等における女性役員の登用推進	「西条市地域コミュニティ基本指針」においては、女性や若者を始めとした多様な主体の参画の必要性を謳っています。 地域自治組織等に対して、多様性の確保の観点から女性を加えた組織構成や会議の開催の重要性を説明するとともに、女性参画の取組を推進します。	市民協働 推進課
23	社会教育団体における女性役員の登用推進	多様な価値観や発想が取り入れられるよう、社会教育団体における女性役員（団体を代表する等重要な立場）の登用を推進します。	社会教育課
24	男女共同参画社会を推進する多様な講座の開催	固定的役割分担意識の解消や女性の能力開発等、男女共同参画社会の推進に寄与する講座の開催に努めます。	総務課

【施策の方向（3）農商工分野における女性の参画拡大】

商工業や農林水産業などの分野において、男女ともに重要な扱い手であるということを認識し、生産活動や地域の方針決定過程における女性の参画拡大について推進します。

No	個別施策	内容	担当
25	農商工分野における女性委員の登用促進	団体等における女性役員の積極的登用や方針決定過程における女性の参画について、関係機関に啓発します。	関連する部署

重点目標② 様々な分野における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画の推進は、単に性別の公平を確保するだけでなく、社会全体の成長力と安定を支える根幹的な要素です。様々な場面において、女性や多様なバックグラウンドを持つ人材が参画することは、市民の幅広いニーズを視野に入れた効果的な施策の創出に繋がります。

防災分野では、性別の違いによって被害が拡大する場面は少なくありません。令和5年度には国から地方自治体へ女性登用を促す通知が出され、オンラインシンポジウムでの事例共有や「防災に関する女性の視点」を活かす取組が進められてきました。

また、政治分野では、女性特有の視点や経験は、子育て・教育・保健・地域づくり・防災など、日常生活のあらゆる場面における課題の認識を深め、新たな解決策を生み出す引き金となります。多様なバックグラウンドを持つ人材が意思決定の場に参加することで、長期的かつ持続可能な政策設計が可能となり、偏りや見落としを減らすことができます。

【施策の方向（1）防災分野における男女共同参画】

地域の防災力の向上を図るため、女性の参画や女性の視点を活かした活動ができる環境を整えます。防災対応・災害対応において、女性が重要な役割を果たすことを認識し、防災政策の方針を決定する場や、地域の防災活動の場等、女性がリーダーシップを発揮できるよう、平常時から参画の機会を確保します。

No	個別施策	内容	担当
26	地域防災における女性参画の推進	女性防災士や女性消防団員の募集及び活躍推進等の取組を推進し、地域防災力の向上を図ります。	危機管理課 消防総務課
27	防災セミナーの開催	女性の視点やアイデアを防災・減災対策に活かすことを目的に、男女共同参画の視点を踏まえた防災セミナーを開催します。	危機管理課 総務課

【施策の方向（2）政治分野における男女共同参画】

政治分野に女性や多様なバックグラウンドを持つ人材の参画を促し、家庭生活・教育・子育て支援、地域経済、医療・福祉、災害対応といった市民の幅広いニーズを視野に入れた施策の創出に努めます。女性の視点が意思決定の場に反映されることで、政策の実効性を高め、透明性・説明責任の向上に寄与します。

No	個別施策	内 容	担 当
28	政治分野への女性参画の推進	「政治分野における男女共同参画の推進」について、より多くの方に関心を持っていただくため情報発信に取り組みます。	総務課

主要課題IV 「仕事と生活の調和」

重点目標① ワーク・ライフ・バランス（仕事と私生活の両立）の推進

【現状と課題】

女性の社会進出や女性の活躍を推進する上で、仕事と生活の在り方は重点的かつ継続的に検討を要する事項の一つです。

中でも、ワーク・ライフ・バランスは非常に重要なテーマで、男女が平等に働き、家庭や育児、地域活動などの生活面でも充実した時間を持つことができるよう仕事と私生活の調和を図ることが求められています。

多くの場合、家庭における家事労働については、女性がそのほとんどを負担していますが、男女共同参画社会実現の第一歩は、まずは家庭からであり、この生活の最小単位である家庭において、育児や介護を男女がともに担っていくという意識を高めるとともに、地域全体で支援する環境づくりが必要となります。

【施策の方向（1）仕事と私生活の両立】

西条市の市民意識調査では、家庭内の家事分担では掃除、食事の準備・片付け、洗濯などを主に女性が担当している傾向が顕著となっています。一方、育児や介護、地域活動、学校行事では男性や家族全体での関与も一定程度見られるものの、依然として女性の負担が大きい状況にあります。

そこで、家庭と仕事の両立を支援するため、男性の家事参画の周知や講座の開催等を通じて、ライフスタイルや価値観を見直すきっかけを提供します。また、地域においては、公民館活動・P T A活動・自治会活動等へ年代性別を問わず参画できるよう、話し合いや交流の場の創出を支援することにより、世代間交流の推進や地域の活力・機能の維持を図ります。

No	個別施策	内容	担当
29	男性の育児参加推進	初妊婦を対象に新米パパママ学級を開催し、男性に赤ちゃんの沐浴等の育児体験を提供します。また、赤ちゃんお世話セットの貸出や西条市公式YouTubeに乳幼児のふれあい遊びの動画を公開し、男性の育児参加を推進します。	健康医療 推進課・ こども 未来課
30	男性の家事参画推進	男性の家事参加の必要性について、理解を深めるための啓発活動を行うとともに、家事実践を学ぶ講座等の開催に努めます。	総務課
31	世代間交流の推進（シニアクラブ）	地域の小学生と一緒にになったレクリエーションの実施や地域における伝統行事を通じて世代間交流を図ります。	地域福祉課

No	個別施策	内 容	担 当
32	世代間交流の推進(自治会、地域自治組織)	地域の団体や学校等の多様な主体による話し合い等を支援することにより、地域活動の最適化や年代性別を問わない交流の実現を目指します。	市民協働 推進課
33	世代間交流の推進(公民館等)	公民館等において、幅広い世代への教室開催及びサークル活動等を通じた地域・世代間交流の場を提供します。	社会教育課

重点目標② 男女がともに働きやすい職場環境の整備

【現状と課題】

少子高齢化が進む中で、優秀な人材の確保と地域経済の持続性は企業運営や自治体運営等の課題となっています。こうした中、職業生活における女性の活躍が期待されており、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、平成27年(2015年)に国において「女性活躍推進法」が制定されました。令和元年(2019年)には、女性活躍の更なる推進や一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大などを目的に同法の改正が行われるなど、整備が進められています。

このように社会における男女平等の意識は高まりつつあり、育児・介護と仕事の両立は職場選択の重要な判断材料となります。男女が対等に能力を発揮できる職場環境を整備することは、サービス水準の向上と人材の確保・定着に良い効果が生まれることが期待されます。

事業所実態調査によると、多くの企業が従業員のワーク・ライフ・バランス実現や育児・介護支援のための取組を実施しているとの回答がありました。一方で、課題としては「休業者等の代替要員の確保が難しい」、「休業者等の周りの人の業務量が増える」と回答した事業所は多く、制度の整備だけでは十分な効果が得られず、運用面における課題が浮き彫りとなっています。

男女がともにはたらきやすい職場環境を作るためにも、男性を含めた社会全体の働き方や意識の改革が必要です。

【施策の方向（1）男女がともに働きやすい職場環境の整備】

制度や関係法令の更なる周知に努めるとともに、本市企業における成功事例の発掘や効果的な取組の紹介などを行うことで、働く者が尊重される職場づくりを推進します。

No	個別施策	内容	担当
34	関係法令の周知	人権文化のまちづくり基本計画に「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「女性活躍推進法」を掲載するとともに、女性の人権等の啓発の中で関係法令の周知に努めます。	人権擁護課
35	働く場における女性の不利益の防止	セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を防止するため、関係機関と連携して、効果的な働きかけに努めます。	人権擁護課
36	職場環境改善の支援	職場環境改善に繋がる取組事例の情報発信や、企業が抱える課題の解決に向けた支援を行います。	産業振興課

No	個別施策	内 容	担 当
37	健康経営の推進	健康経営推進のための情報提供や取組事例の情報発信を行うことで、男女がともに健康でいきいきと働いていけるよう働く世代の男女双方の健康意識の向上を図ります。	産業振興課
38	家族経営協定の啓発	農業に従事する女性や後継者等の家事労働・農業労働が適正に評価されるとともに、それぞれ個人としてその地位や役割が尊重され、農業経営のパートナーとして能力を十分発揮できる環境づくりのため、家族経営協定の周知を行います。	農水振興課
39	農林水産業従事者への支援	イベントやマルシェを通じて農林水産業に従事する女性の取組を支援します。また、経営能力・技術の向上を図る研修、講座などの情報提供に努めます。	農水振興課

重点目標③ 子育て・介護をする家庭への支援の充実

【現状と課題】

近年、共働き世帯の増加と高齢化の進展により、子育てと介護の両立が多く家庭の重要課題となっています。特に女性の離職・復職の難しさや、介護負担の性差が女性のキャリア形成を妨げる傾向があります。

本市の市民意識調査によると、女性が出産後も離職せずに働き続けるために家庭・社会・職場において必要なこととして、「保育所や児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」という回答が特に多く、「女性が働き続けることへの上司や同僚など職場の理解・意識改革」「家事・育児支援サービスの充実」「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」も比較的高い傾向にありました。

こうした状況を踏まえ、子育てと介護を担う家庭が抱える負担を軽減し、特に女性の就労継続・キャリア形成を支援することで、性別による役割の固定観念を打破し、地域全体の活力と生産性を高めることが必要です。

【施策の方向（1）子育てをする家庭への支援の充実】

子育て・介護をする家庭への支援として、多様な保育ニーズに答えるための教育・保育サービスの充実に努め、子育てがしやすい環境整備を推進します。また、高齢者や障がい者、介護者等のニーズや問題に適切に対応するため、関係機関と連携した支援を行います。

◎子育て関連施策

No	個別施策	内容	担当
40	子育て環境の整備	「西条市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して子育てができる環境整備の推進、サービスの充実に努めます。子育て支援サービスについては、広報紙、ホームページ、SNS、西条市わくわく子育て応援サイト「ハピ♡すく」等を活用して、周知に努めます。	こども未来課
41	保育体制の充実	多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育の提供体制の維持に努めます。また、令和8年度からスタートする「こども誰でも通園制度」を円滑に実施し、更なる子育て支援の充実を図ります。	保育・幼稚園課
42	子育てにかかる交流事業・相談事業	地域子育て支援センターにおいて、子育て中のお父さん、お母さんの交流の場を提供するとともに、子育ての不安や孤立感の軽減を図るため、子育てに関する相談の場を設けます。	保育・幼稚園課

No	個別施策	内 容	担 当
43	子どもの健 康づくり支 援	乳幼児相談会やペアレント・トレーニング、健康づ くりに関する出前講座を実施します。	健康医療 推進課
44	放課後 児童クラブ	小学生の放課後の居場所づくりとして、すべての小 学校に6年生までを対象とした放課後児童クラブを 設置します。	学校政策課
45	虐待等にか かる相談事 業	子育ての悩み、子どもの発達上の問題など18歳ま でのお子さんの健やかな成長のためのあらゆる問題 について、こども家庭センターが電話相談や面接相談 また必要に応じて家庭訪問による相談を実施します。	こども 未来課
46	ひとり親家 庭の自立支 援	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の方からの 様々な相談に応じるとともに、自立に必要な情報提供 及び指導や、職業能力の向上並びに求職活動に関する 支援を行います。	こども 未来課

◎介護関連施策

No	個別施策	内容	担当
47	西条市地域 住民グルー プ支援事業	在宅の高齢者及びその家族等を対象として、ボラン ティアで介護予防のための活動を行う地域住民グル ープの活動を支援します。	介護保険課
48	ぬくもりボ ランティア 福祉サービ ス支援事業 の支援	西条市社会福祉協議会が実施するぬくもりボラン ティア福祉サービス事業を支援し、住民同士の支え合 い活動を行うことで、介護保険や市の制度では対応で きない、身近な生活課題の解決を図ります。（家事サ ービス・付き添いサービス・相談等サービス）	地域福祉課
49	高齢者への 総合的な支 援	地域包括支援センターを通じた様々な活動（総合的 な相談、高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用、 日常生活支援活動、本人及びご家族に対する認知症支 援、介護予防サービスの提供、各種介護予防教室、理 解促進のための普及啓発）等を実施することで、高齢 者ご本人及びご家族への総合的な支援を行います。	介護保険課
50	障がい者の 社会参加支 援	市内2か所の地域活動支援センター（さくらんぼハ ウス、ちゅうりっぷ）において、障がい者同士の交流 と親睦を図り社会参加の支援を行います。	地域福祉課
51	食の自立支 援	買い物や調理が困難な見守りを要する独居高齢者 に、希望に応じて（週1回から毎日まで）昼食及び夕 食を配達することにより、安否の確認を行います。	介護保険課
52	独居高齢者 ネットワー ク事業	在宅の一人暮らし高齢者が安心して生活できるよ う、地域住民と一体となって見守る体制を形成し、定 期的な戸別訪問による安否確認を実施します。	地域福祉課

第 4 章

推進体制

1 計画の進行管理・公表

計画の実効性がより高められるよう、定期的に進捗状況を把握するとともに、数値目標を定め市民に公表することで、積極的な施策の推進を図ります。

あらゆる施策が男女共同参画の視点に立って実施されるように、担当課と関係部署が横断的に連携し、啓発及び具体的な事業実現を目指します。

進捗状況については、報告書を作成し、その内容については「男女共同参画推進会議」において検証するとともに、必要に応じて市民に公表します。

2 国・県・関係機関・市民との連携

男女共同参画社会の実現をめざしてこの計画を着実に推進するためには、行政はもとより市民・民間団体・企業などが一体となって取り組む必要があります。国・県・市民団体・女性団体・民間企業・労働団体などとの連携を図っていきます。また、男女共同参画社会の実現は、市民の積極的な協力や理解なしには達成できません。家庭・地域・職場・学校など社会のあらゆる場で、市民一人ひとりが男女共同参画に主体的に取り組むことが望まれます。

3 数値目標

主要課題のうち、次の8項目について数値目標を設定し、今後5年間の重点目標として、計画の着実な推進を図ります。また、目標年度における数値目標の達成状況や取組実績を勘案し、令和17年度の数値目標等を検討します。

	項 目	基準 令和6 年度	目標 令和11 年度
I 男女の人権の尊重	ドメスティック・バイオレンス被害を受け、誰にも相談しなかった人の割合	56.0%	減少
	がん検診精密検査の受診率	73.4%	80.0%
II 男女共同参画の視点に立った意識の改革	社会全体で男女の地位は平等になっていると思う人の割合	13.4%	30.0%
III 意思決定の場への女性の参画拡大	審議会等への女性委員の登用率	23.0%	30%
	女性防災士の養成数	299人	400人 (累計)
IV 仕事と生活の調和	地域子育て支援センターの維持	8か所	8か所
	健康宣言事業所数の増加 (累計)	70件	90件
	働く場において男女の地位は平等になっていると思う人の割合	23.0%	28.0%

参 考 资 料

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
改正 平成十一年七月十六日法律第百二号
同十一年十二月二十二日同第百六十号
令和七年 六月二十七日同八十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）
第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）
第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十三条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画

を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方

公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかるらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

改正 省略

令和七年十二月三十日法律第八十四号)

目次

前文

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）
- 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条—第二十二条）
- 第五章 雜則（第二十三条—第二十八条）
- 第五章の二 補則（第二十八条の二）
- 第六章 罰則（第二十九条—第三十一条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの

暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力

(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。) 又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置

する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができます。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公

安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該

配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過するまでの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で

作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下の号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下の号及び次号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下の項において同じ。)(第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。)の位置に係る位置情報をを利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下の号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置(以下の号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下の項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに

足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下の項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下の項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下の項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下の項におい

て同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、

申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにおいては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下の号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合においては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる

申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内

容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しほは、呼出状の送達、当該事

件について出頭した者に対する期日の告知
その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、

当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がそ

の職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日か

ら起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にはあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十五条第三項、第二百五十五条第二項、第二百五十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁
------------	-----------------	---

		判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第	最高裁判所規則で定めると	調書

一項	ころにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）		五条第三項	の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	
第一百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について	第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第一百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書	第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
	当該電子調書	当該調書	第二百六十二条第四項	電子調書	調書
第一百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載		記録しなければ	記載しなければ
第一百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して	<p>(最高裁判所規則)</p> <p>第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。</p>		
第二百五十三条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項	<p>第五章 雜則</p> <p>(職務関係者による配慮等)</p> <p>第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。</p>		
第二百	事項又は前項	事項			

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受けける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者	特定関係者又は特

	であった者	定関係者 であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十二条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

て六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算し

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

改正 省略

令和七年六月十一日施行

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雜則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要なことになっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び

事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、

行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を

定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する

女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次

項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和四十七年法律第二百三十九号) 第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号) 第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができます。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の

職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの

(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三

十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用

情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年

数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における

活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する

る実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他

の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主であ

る同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円

以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年法律第五十二号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雜則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援

のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五

号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじ

め、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意

向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊

産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一條 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るために医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における

自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共

同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、

支援調整会議が定める。

第四章 雜則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の关心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる

費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用
(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第

三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第

三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日
のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日
のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一

項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

男女共同参画のための市民意識・事業所実態調査報告書（概要）

1. 調査の概要

【調査目的】

西条市における男女共同参画の現状を、市民の意識及び事業所の実態から把握し、令和7年度策定予定の「第3次西条市男女共同参画計画」の基礎資料とすることを目的とした。

【調査方法・対象】

(1) 市民意識調査

対象：西条市在住18歳以上の男女 2,000人

方法：郵送・WEB 無記名回答

回収数：755人（回収率37.8%）

(2) 事業所実態調査

対象：従業員10人以上の市内事業所 500社

方法：郵送・WEB 無記名回答

回収数：230社（回収率46.0%）

2. 調査結果の要点

(1) 市民意識調査

・家庭内の家事分担

掃除・料理・洗濯は依然として女性負担が多く、男性の家事参加は限定的。

・家庭内の意思決定

家計管理は妻63%、家庭の実権は夫48%、意思決定における男女平等は進んでいない。

・男女の社会的地位認識

職場、政治、法制度において「男性が優遇されている」と感じる割合が高い。

・男女共同参画実現に必要とされる要素

「社会通念や固定観念の改め」「法制度の見直し」「女性自身の経済的・知識的自立支援」などが挙げられた。

・ジェンダー役割意識

伝統的な「男は外、女は内」意識は弱まる一方で、夫婦別姓や同性婚、育児中女性の職業継続への賛否は分かれる。

・女性の社会進出への期待

政治、行政、職場での女性活躍が求められるが、自身が役職に就くことには消極的な傾向。

・女性活躍推進に必要な支援

保育環境整備、男性の家事・育児参加促進、職場の理解・制度整備が重視された。

(2) 事業所実態調査

- ・女性比率・管理職登用

従業員の女性比率は業種によって偏りあり、管理職女性比率は22%。上位役職ほど男性比率が高い。

- ・育児・介護休業取得状況

制度自体は導入済の事業所が多いが、男性取得率は低く、取得期間も短期。

- ・制度定着における課題

「代替要員確保」「業務負担の偏り」「人員計画の困難」などが多くの事業所で指摘。

- ・女性雇用促進・働き方改革

採用拡大、長時間労働是正、ハラスメント防止は進んでいるが、柔軟な働き方推進は進捗が遅い。

- ・女性管理職登用の障壁

「適任者不足」「女性自身の希望低さ」「家庭との両立の難しさ」が主な課題。

3. 課題と今後の方向性

【市民意識の課題】

- ・家庭内の家事・育児・介護において、依然として女性に偏った負担が存在。
- ・職場や政治、法制度の分野で、男性優位の意識が根強い。
- ・役職や公職で女性参画を支持する一方、実際に自らが引き受けることへの消極さが見られる。
- ・ジェンダーに対する知識・用語の浸透に偏りがあり、法制度や支援施策の認知度が低い。

【事業所実態の課題】

- ・育児・介護休業取得に伴う代替要員確保が困難。
- ・女性管理職登用に対する意識と体制が十分整っていない。
- ・働き方改革や柔軟な制度導入が進んでいない業種・企業が一定数存在。
- ・男女ともに仕事と家庭の両立支援制度を実効性あるものにするための取組が不足。

4. まとめ

今回の調査により、西条市において男女共同参画を推進するうえで、市民・事業所双方に共通する課題が明らかとなりました。

市民の間では、家庭内での性別役割分担の固定化や、職場・政治・法制度での男性優位意識が依然として根強く残る一方で、女性活躍の必要性については多くの市民が認識している状況です。しかし、自身が積極的に役職や公職に就くことに対しては慎重な姿勢が見られ、男女共同参画を「自分ごと」として捉えられていない現状が浮き彫りになりました。

また、事業所側では、制度自体は整備されつつあるものの、実際の運用においては代替要員確保や業務負担の偏りといった課題が大きく、女性管理職登用や働き方の柔軟化は十分とは言えません。特に中小規模事業所では、制度導入の難しさや人員体制の限界が壁となっています。

○今後は、以下のような取組が求められます。

- ・市民への啓発

　ジェンダー平等の必要性や具体的な制度・施策について、わかりやすく情報発信を行い、市民一人ひとりが主体的に参画する意識を高めること。

- ・教育・意識改革の強化

　学校教育・社会教育においてジェンダー教育を推進し、固定観念の払拭を図ること。

- ・働きやすい環境整備

　事業所に対しては、代替要員確保に対する支援策、女性登用に向けたキャリア形成支援、テレワーク等多様な働き方制度導入の促進を進めること。

- ・制度の見直しと周知

　法制度の改正や支援制度の整備とともに、それを市民・事業所に正しく周知し、利用しやすい環境を整えること。

　男女が共に個性と能力を発揮し、多様な生き方が尊重される社会の実現に向けて、官民一体となった持続的な取組が必要です。

男女共同参画へのあゆみ

年号 昭和 年	世界(国連)の動き	国 の 動 き	県 の 動 き	西条市の動き
1975年 昭和 50年	・「国際婦人年」世界会議 (於メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択 目標：平等・開発・平和	・「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」設置		
1976年 昭和 51年	・「国際婦人の10年」始まる (～1985年)	・婦人参政権30周年 ・「特定業種育児休業法」施行 ・「民法等の一部を改正する法律」施行（婚氏統称制度）		
1977年 昭和 52年		・「国内行動計画」策定		
1979年 昭和 54年	・「女子差別撤廃条約」採択		・福祉部家庭福祉課に「婦人対策班」設置	
1980年 昭和 55年	・「国際婦人の10年」中間年 世界大会（於コペンハーゲン）	・「女子差別撤廃条約」署名		
1981年 昭和 56年	・「女子 差別撤廃条約」発効	・「民法及び家事審判法の一部を 改正する法律」施行（配偶者の相 続分引上げ等）	・婦人広報誌「えひめの女性」創 刊	
1982年 昭和 57年		・「母子福祉法の一部を改正する 法律」施行（寡婦も母子家庭に準 じた取扱い）		
1983年 昭和 58年			・「愛媛の婦人対策基本指針」策 定 ・「婦人対策班」を改め「婦人対 策室」設置 ・「愛媛県婦人対策推進会議」設 置	
1984年 昭和 59年			・「婦人総合センター調査研究委 員会」設置 ・生活福祉部に「婦人福祉課」設 置	
1985年 昭和 60年	・「国際婦人の10年」最終 年世界会議（於ナイロビ） ・西暦2000年に向けての 「婦人の地位の向上のため の将来戦略」採択	・「国籍法及び戸籍法の一部を改 正する法律」施行（国籍の父母両 系主義等） ・「女子差別撤廃条約」批准	・「婦人総合センター調査研究委 員会」報告書を提出 ・「中国、四国、九州地区婦人問 題地域推進会議」開催	

年号	世界(国連)の動き	国 の 動 き	県 の 動 き	西条市の動き
1986年 昭和61年		<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題企画推進有識者会議」設置 「国民年金等法の一部を改正する法律」施行（女性の年金権の確立） 「男女雇用機会均等法」施行 		
1987年 昭和62年		<ul style="list-style-type: none"> 「新国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「愛媛県婦人（現：女性）総合センター」オープン 	
1989年 平成元年	<ul style="list-style-type: none"> 国連「児童の権利に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 新学習指導要領公示（家庭科の男女必修） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第二次愛媛の婦人対策基本指針」策定 「愛媛婦人問題（女性の課題）検討委員会」設置 	
1990年 平成2年	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位向上のためのナショナリズム将来戦略に関する第一回見直しと、評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> 県民福祉部に「婦人局」設置 「愛媛県婦人（現：女性）とくらしの対策推進本部」設置 	
1991年 平成3年		<ul style="list-style-type: none"> 「新国内行動計画」の第一次改定 	<ul style="list-style-type: none"> 女性県政広報誌「フィーリングオブ愛媛」創刊 生活文化総室に「女性局」設置 「財えひめ女性財団」設立 	
1992年 平成4年		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」施行 婦人問題担当大臣設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「愛媛県女性行動計画」策定 「男女共同参画社会づくり推進県民会議」設立 	
1993年 平成5年	<ul style="list-style-type: none"> 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「パートタイム労働法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 女性行政広報誌「えひめの女性」を改め「えひめの女・男（ひとびと）」を発行 	
1994年 平成6年	<ul style="list-style-type: none"> 国際家族年 国際人口開発会議（カイロ）開催 	<ul style="list-style-type: none"> 総理府に「男女共同参画室」設置 内閣に「男女共同参画推進本部」設置 		
1995年 平成7年	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議開催（於北京） 「北京宣言」及び「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「IL0156号条約」批准 「育児・介護休業法」施行（一部平成11年4月施行） 		<ul style="list-style-type: none"> 「旧西条市女性行動計画」策定
1996年 平成8年		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画マガジン「DAN 男女DAN」発行 	<ul style="list-style-type: none"> 「旧東予市女性行動計画」策定

年号	世界(国連)の動き	国 の 動 き	県 の 動 き	西条市の動き
1997年 平成9年		・「男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法の一部を改正する法律」成立	・「愛媛県女性行動計画」改定	
1998年 平成10年		・「男女共同参画社会基本法」答申		
1999年 平成11年		・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	・「愛媛県男女共同参画会議」の設置	
2000年 平成12年	・国連特別総会「女性2000年会議」(於ニューヨーク) 「政治宣言」及び「成果文書」採択	・「女性に対する暴力に関する基本的方策について」、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画」策定	・県民環境部に「男女共同参画局」設置 ・「愛媛県男女共同参画推進本部」設置 ・「えひめ国際男女共同参画フォーラム」開催	
2001年 平成13年		・「男女共同参画会議」設置 ・内閣府に「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び申被害者の保護に関する法律」(D.V.防止法)施行	・「ドメスティック・バイオレンス根絶フォーラム」開催 ・「愛媛県男女共同参画計画」答 ・「愛媛県男女共同参画計画」策定	
2002年 平成14年			・「愛媛県男女共同参画推進条例」施行	・「旧西条市男女共同参画計画」策定
2003年 平成15年	・第29会期国連「女子差別撤廃委員会」開催	・「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」の決定	・県民環境部県民協働局に改組 ・県民協働局男女参画課と改称	
2004年 平成16年		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針の決定		
2005年 平成17年	・第49回国連婦人の地位委員会 ・国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	・「次世代育成支援対策推進法」完全施行 ・「第2次男女共同参画基本計画」策定		・男女共同参画に関する市民意識調査実施 ・「男女共同参画推進会議」及び「男女共同参画推進庁内連絡会議」設置 ・「西条市男女共同参画計画」(中間案)の公表・意見募集
2006年 平成18年		・「男女雇用機会均等法」改正	・「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」中間改定 ・「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	・「西条市男女共同参画計画」策定

年号	世界(国連)の動き	国 の 動 き	県 の 動 き	西条市の動き
2007年 平成19年		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	・県民環境部管理局に改組 ・管理局男女参画課と改称	
2008年 平成20年		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本方針」改定 ・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」		
2009年 平成21年		・「育児・介護休業法」改正	・男女共同参画に関する世論調査 ・「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画書」改定	
2010年 平成22年	・第50回国連婦人の地位委員会 ・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	・「第3次男女共同参画基本計画」策定		・男女共同参画に関する市民意識調査実施
2011年 平成23年			・「第2次愛媛県男女共同参画計画」策定 ・愛媛県女性総合センターを愛媛県男女共同参画センターに改称	
2012年 平成24年	・「第1回女性に関するASEAN閣僚級会合」開催(ラオス ピエンチャン)		・「男女共同参画フォーラム2012 inえひめ」開催	
2013年 平成25年	APEC 女性と経済フォーラム2013開催(インドネシア バリ島)		・管理局男女参画・県民協働課と改称	
2014年 平成26年	・APEC 女性と経済フォーラム2014開催(中国 北京)	・「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、「すべての女性が輝かう政策パッケージ」を決定	・「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定	
2015年 平成27年	・第59回国連婦人の地位委員会(国連「北京+20」記念会合)(ニューヨーク)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍と改組推進法)成立 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・愛媛県県民環境部県民生活局 ・県民生活局男女参画・県民協働課となる ・「第2次愛媛県男女共同参画計画」の中間改訂	・「第2次西条市男女共同参画計画」素案の策定及びパブリックコメントの実施 ・「第2次西条市男女共同参画計画」策定
2016年 平成28年			「第2次愛媛県男女共同参画計画」の中間改定(女性活躍推進計画と一体)	

年号	世界(国連)の動き	国 の 動 き	県 の 動 き	西条市の動き
2017年 平成29年			知事ひめボス宣言 知事と県内20市町長の合同ひめボス宣言	
2018年 平成30年		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行	えひめ性暴力被害者支援センターの開設	
2019年 令和元年	第5回国際女性会議WAW!とW20（女性に関する政策提言をG20に向けて行う組織体）を日本で開催	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正	G20労働雇用大臣会合が松山市で開催される	
2020年 令和2年		「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定「第5次男女共同参画基本計画」策定		
2021年 令和3年		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	「第3次愛媛県男女共同参画計画」策定	
2022年 令和4年		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布（施行は2024年（令和6年））「AV出演被害防止・救済法」公布、施行		
2025年 令和7年				・男女共同参画に関する市民意識調査・事業所実態調査実施
2026年 令和8年				・「第3次西条市男女共同参画計画」素案の策定及びパブリックコメントの実施 ・「第3次西条市男女共同参画計画」策定